

平成29年8月1日

お客さま各位

富山県信用組合

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について

平素は富山県信用組合をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、全国的に「振り込め詐欺」が多発する中、最近では、ご高齢者のお客さまをATMに誘導し、電話で操作方法を指示し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しております。

当組合では、こうした高齢者の「還付金詐欺」の被害を防止するため、対応策としてキャッシュカードによるATMでのお振込に関し、一部のお客さまについて、下記のとおり振込取引を一部制限させていただくこととしました。

お客さまにはご不便をかけることと存じますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 制限の内容

対象となるお客さまについては、1,000円を超えるATMでの「お振込」ができなくなります。なお、キャッシュカードによる「お預入」や「お引出」は従来とおり、ご利用いただけます。

2. 対象となるお客さま

70歳以上で、過去3年以上、当組合のキャッシュカードによるATMでのお振込のご利用のないお客さま

(本年は初回基準日を平成29年7月31日とし、以降、基準日を毎年12月31日とし、適用日を翌年1月の第3月曜日とします。)

3. 利用制限の適用開始日

平成29年9月1日(金)

4. 利用制限の解除について

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでの振込取引をご希望される場合は、当組合の窓口へお申し出ください。その際、本人確認資料をご持参ください。本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

以上